

平成29年度改正後の相続税
・贈与税を解説する！

仙台開催
9月21日(木)

平成29年度改正後の 相続税・贈与税の実務と対策

- ☆ 相続税・贈与税の納税義務の範囲
- ☆ 取引相場のない株式の評価
- ☆ 非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度

平成29年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する等の法律」等が国会で成立し、公布・施行されました。資産税関係では、

- ・ 相続税・贈与税の納税義務の範囲の見直し
- ・ 非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度の見直し
- ・ 取引相場のない株式の評価の見直し
- ・ 広大地の適用要件の明確化

などが盛り込まれ、相続・贈与・事業承継対策などをされる税理士先生方にとって、注目すべき項目がいくつも存在する内容になっています。

そこで当セミナーでは、これらの改正が与える影響や押さえておくべきポイントを解説し、今後の相続税・贈与税の実務に役立てるよう、その対策について解説いたします。

開催要領 ※無料クーポン対象講座

講師 税理士 与良 秀雄 氏

日時 平成29年 9月21日(木) 10:00~16:30

会場 ハーネル仙台 ※案内図は受講票に掲載いたします

仙台市青葉区本町2-12-7 TEL 022-222-1121

受講料 1名様につき(資料・昼食・消費税等含む)

会員	25,000円
読者	29,000円
一般	39,000円

2名様以上のお申込みで
4,000円の割引！

【例】読者2名様お申込みの場合
 $29,000 + 25,000 = 54,000$ 円

申込 申込書にご記入の上FAXにてお申込みください。
折返し請求書と受講票を送付いたします。
キャンセルの場合は開催日前日までにご連絡ください。
受講料返金の際の振込手数料はお客様負担となります。
当日欠席の場合返金は致しかねますのでご了承ください。

申込先 株式会社 税務研究会 東北支局

講師紹介

千葉商科大学客員教授
(会計ファイナンス科)

税理士

与良 秀雄 氏

国税庁資産課税課課長補佐、川越税務署副署長、日立税務署署長、関東信越国税局課税1部次長、関東信越国税局徴収部部長を歴任。平成28年退官後、税理士登録し現在に至る。国税庁時代には通達発遣に従事している。

主な著書に「空き家譲渡の3,000万円控除の特例早わかり」「所得税基本通達逐条解説」「租税特別措置法通達(譲渡所得、山林所得関係)逐条解説」、「土地収用法・都市計画法と税務」、「問答式株式譲渡益課税のすべて」、「やさしい譲渡所得」(以上、大蔵財務協会)など。

株式会社 税務研究会 東北支局

<https://www.zeiken.co.jp/seminar/>

〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-9 仙台マルゼンビル8F TEL 022-222-3858 FAX 022-222-3885

